

事務事業名	生活保護措置事業		会計	一般会計	実施区分	継続		
			事業種別	政策	開始	終了		
H29作成課等名	福祉課	H29係等名	生活福祉係	H28担当課等名	福祉課			
基本計画上の位置づけ	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり					
	施策	36	生活困難者の自立及び支援					
目的	対象(誰・何を)	生活に困っている人			指標名及び単位	28年度数値		
	意図(どういう状態にするか)	1 最低限度の生活を保障するための必要な給付により安定・安心な生活を送る 2 就労支援等の自立支援を行い、生活力の向上を図る			対象指標	生保人数/飯田市全人口 (%)		
	向上させたい上位施策の成果指標	生活保護を受けている人の割合 % (1000人当たりの割合)				4.67		
						相談件数(延べ件数)		
						435		
目標	種別	指標名及び単位		27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度実績	備考(指標変更など)
	成果指標	申請受付件数/生活保護相談件数 (%)		25	26	20	24	近年申請件数/相談件数は上がっている
	成果指標	生保世帯就労支援により就労開始及び増収により自立/生保世帯数 (%)		5.5	5.9	5	5.3571429	
定性目標								
事業概要	<p>生活保護は暮らしに困っている人のための制度で、日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国が暮らしに困っている人に対して最低限度の生活を保障するための必要な給付を行うとともに、自立して生活していけるように援助することを目的としている。</p> <p>市福祉事務所では、生活保護制度実施のための相談、申請処理、給付、生活指導、自立支援等の業務を行っている。特に自立支援の取組を強化し、それぞれの人の合った自立を目指す。更には、平成27年度から必須配置となった就労支援員と地区担当員(ケースワーカー)の連携を密にし、ハローワークにつなげる等、積極的な就労支援を行う。</p> <p>また、事業の適正な実施のため、生活保護システムを活用、また、平成24年4月からは電子レセプトシステムも導入し、医療扶助の適正化を図っている。</p>							
事業内容				名称		活動指標		
28年度事業内容	1 生活保護制度実施			1		1		
	(1)相談受付(生保相談以外も含む・延べ件数)			(1)相談件数		(1)435件		
	(2)申請受付、調査、決定業務			(2)申請受付件数		(2)79件		
	(3)扶助給付(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助)			(3)年度末生保世帯数		(3)392世帯		
(4)生活指導			(4)生活指導		(4)相談及び生保全世帯			
(5)救護施設・授産施設措置			(5)救護施設・授産施設措置		(5)救護措置51			
2 適正実施推進事業(生活保護)を統合			2					
(1)生活保護適正実施のための事務処理			(1)システムリース保守点検		2			
(2)生活保護システムの維持管理更新			(2)レセプト点検件数		(1)一式			
(3)新規従事者について社会福祉主事資格取得			(3)資格取得者数		(2)7,200件			
(4)電子レセプト活用による医療扶助の適正化					(3)2名			
事業コスト		27年度決算額	28年度予算額	28年度決算額	29年度繰越額	特定財源内訳、補足		
事業費計(千円)①		689,268	724,729	723,513	0	(国)生活保護措置負担金(3/4)541,535千円		
国庫支出金		500,240	539,203	545,168		(国)生活保護適正実施推進事業補助金(3/4)1,815千円		
県支出金		21,419	18,000	16,511		(国)自立相談支援事業負担金(3/4)1,818千円		
起債						(県)生活保護措置負担金(1/4)16,511千円		
その他								
一般財源		167,609	167,526	161,834				
人件費計(千円)②		56,725	56,725	56,725	0			
正規職員所要時間		14,600	14,600	14,600				
臨時職員所要時間		4,200	4,200	4,200				
総事業費①+②		745,993	781,454	780,238	0			
事業内容・目標達成状況の振り返り	必要な人に必要な支援が行えている。就労については、ハローワークとの関係をより密接にし、効果的な支援ができるよう引き続き努力する。							
改革改善の考え方	①問題点	1 生活保護費の適正な支出、生活相談への適切な対応 2 平成27年度からの生活困窮者自立支援制度とうまく連携できるようにすること。						
	②改革提案	対象者の抱える問題が多岐に亘り、問題解決に多くの時間を必要とするが、懇切丁寧な対応に努め、真に支援を必要とする人へ支援を行う。医療扶助においては電子レセプトシステムを有効に活用し重複受診等の指導を行う。						